

令和6年 クオリティライフ いちかわ

春号

3月発行

市川市消費生活センター
TEL:047-712-8631

目次

- P. 1 「サブスクの契約」に注意
- P. 2 「サポート詐欺」に注意
- P. 3 初めての一人暮らしに気を付けて
- P. 4 出前消費者講座のご案内

弁護士による無料の多重債務相談を行っています。(要予約)

☆消費生活センター

047-712-8629

「サブスクの契約」に注意 利用していないのに支払い続けていた

サブスクリプション（サブスク）はスマートフォンやパソコンなどで契約し、定額を定期的に支払うことで一定期間、商品やサービスを利用することができるサービスです。

【事例1】

高校生の息子が中学生のときに、音楽のサブスクを申し込み、その後利用していないのに毎月2千円を3年間も支払っていた。携帯電話の料金と一緒にだったので気づかなかった。（当事者：高校生）

【事例2】

携帯キャリア決済の明細に不審な引き落としがあったため、中学生の息子にたずねるとゲームをしている際に一定期間無料の契約をしてそのまま放置していることが分かった。解約しようとサイトにログインしたが、解約手続きに進むボタンが見当たらない。（当事者：中学生）



画像は消費者庁イラスト集より

【トラブルにあわないために】

無料トライアル（お試し）であっても、期間内に事業者の定める方法で解約しないと、多くの場合、自動的に定額サービスに移行し支払いが続きます。申し込む前に最終確認画面等で、有料プランへの移行時期や価格、解約方法などをよく確認しましょう。

サブスクの請求にすぐ気づけるように、キャリア決済（携帯電話料金と同時支払い）やクレジットカード等の明細は毎月確認しましょう。また、解約時に必要となるIDやパスワード等の登録情報は保存しておきましょう。

スマートフォンアプリの場合には、アプリをアンインストール（削除）するだけでは解約できないので注意が必要です。

「サポート詐欺」に注意

そのセキュリティ警告画面は偽物です

全国の消費生活センター等には、いわゆる「サポート詐欺」に関する相談が多く寄せられています。相談の状況をみると、年間5,000件以上の相談が寄せられ、契約購入金額の平均金額は年々高額化しています。また、最近はプリペイド型電子マネーによる支払いが急増し、高齢者の被害が目立つ傾向がみられます。

「サポート詐欺」

パソコンやスマートフォンでインターネットを使用中に突然「ウイルスに感染している」等の偽警告画面や偽警告音が出て、それらをきっかけに電話をかけさせ、有償サポートやセキュリティソフト等の契約を迫る手口

- 【事例1】 警告画面や警告音がきっかけで電話したところ、ウイルスの除去費用等を請求された。
- 【事例2】 次々に料金の支払いを要求されて、プリペイド型電子マネーで支払ってしまった。
- 【事例3】 コンビニの店員に詐欺と気付かされ被害に遭わなかった。



特徴と問題点



画像は消費者庁イラスト集より

突然警告画面や警告音が出て、消費者を不安にさせて連絡を求めている。警告画面上の連絡先に電話すると、不安をあおられ有償サポート等の契約を迫られる。プリペイド型電子マネーで支払わせるケースが急増中。次々と支払いを迫ってくる。60歳以上の消費者が契約当事者となる相談が増加中。電話の相手とのコミュニケーションが難しい場合がある。

アドバイス

警告画面や警告音が出ても慌てず、「警告画面や警告音は偽物ではないか？」と疑いましょう。

自分でパソコン等の状態を確認し、警告画面に掲載されている連絡先に電話しないようにしましょう。慌てて連絡をすると、電話の相手からさらに不安をあおられ有償のサポート等の契約を勧められます。

支払い方法がプリペイド型電子マネーの場合は、発行業者に連絡するなどの対応をしましょう。また、クレジットカードの場合は、クレジットカード会社に相談しましょう。

自分で判断できない場合は周りの人に相談し、不安に思った場合やトラブルが生じた場合は、すぐに最寄りの消費生活センター等へ相談しましょう。

初めての一人暮らしに気を付けて欲しい 5大消費者トラブル

3月は新大学生や新社会人などが一人暮らしを始める時期です。

初めての一人暮らしでは、若者がこれまで経験したことのないさまざまな契約を自分自身ですることになり、中には複雑な契約や高額な契約もあります。2022年4月から成年年齢が引き下げられ、18歳・19歳の若者も大人として契約することになりました。

そこで、新生活のスタートでつまずかないよう、初めての一人暮らしで気を付けてほしい、5大消費者トラブルを紹介します。十分にご注意ください。



画像は消費者庁イラスト集より

1) 退去時の原状回復などの“住宅の賃貸借”トラブル

契約時：契約書類の記載内容や賃貸住宅の現状をよく確認しましょう。
入居中：入居中にトラブルが起きたら、すぐに貸主側に相談しましょう。
退去時：精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求めましょう

2) 引越しや不用品回収などの“引越し関連”トラブル

引越しサービスの契約時は利用規約をよく確認し、価格とサービス内容も十分に検討しましょう。
引越し完了後はすぐに荷物の状態を確認しましょう。
不用品の処分はお住まいの市区町村が提供する窓口で余裕を持って依頼し、お住まいの市区町村が案内するルールで処分しましょう。

3) 新生活を狙った“訪問販売”トラブル

その場ですぐに契約せず、不安や不審な点があれば家族や身近な人に相談！
不要な契約であればきっぱり断りましょう。
訪問販売で契約した場合はクーリング・オフができる場合があります。

4) 新生活でも気を付けたい“もうけ話”トラブル

うまい話に飛びつかないようにしましょう。
知り合った相手から「簡単に稼げる」などと勧誘されても、うのみにしない！
借金をしてまで投資や副業等のためにお金を支払うことはやめましょう。



5) スマホやネット回線などの“通信契約”トラブル

料金プランやサービス内容を書面でもしっかり確認し、説明を受けましょう。
転居時にネット回線契約を変更する際にも契約条件などをよく確認しましょう。

『市川市消費生活センター移転』のお知らせ

市川市消費生活センターは市役所の第1庁舎へ移転しました。
住所と電話番号が変わりましたので、ご注意ください。

市川市八幡1-1-1 市役所第1庁舎3階
相談電話 047-712-8629
事務電話 047-712-8631



『出前消費者講座』のご案内

消費生活センターでは様々な消費者問題に関する被害を未然に防止するため、市内の自治会・高齢者クラブ・学校の授業やPTA等の皆様に「出前消費者講座」を行っています。
問合せ・申し込みは、消費生活センターへ

- * 開催予定日の2か月前から、当センターと調整願います。
- * 開催日時は、平日の午前10時～午後4時
- * 時間は1時間程度で、ご要望に合わせたメニューをご用意します。(DVD上映も可能です)
- * 10名程度から、ご希望の会場に伺います。
- * 講師への謝礼・教材費等はすべて無料です。
- * お申し込みの際は、右記事項をお知らせください。
お気軽にご相談ください。

- * 団体名・担当者名・連絡先
- * 希望日時
- * 開催場所
- * 希望する講座のテーマ及び内容
- * 受講者の人数・年齢層

◎ 申込書は市公式Webサイトからダウンロード可!



消費生活相談窓口

◇ 市川市消費生活センター

市川市八幡1-1-1 市役所第1庁舎3階

相談日時 月曜日～金曜日 (対面、及び電話相談)

第2・第4土曜日 (祝日除き、電話相談のみ受付)

午前10時～午後4時

相談電話 047-712-8629

※ 消費生活センターの休所日

土曜日 (第2・第4土曜日を除く)・日曜日・祝日・年末年始

上記相談日時以外の相談 (年末年始を除く)

消費者庁消費者ホットライン 電話: 188 (局番なし)

相談時間 午前10時～午後4時